社会福祉法人希望館

指定訪問介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人希望館が開設する指定訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する 能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介 護その他の生活全般のわたる援助をいう。
 - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと の綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - 名 称 希望館ホームヘルプサービス
 - 二 所在地 群馬県高崎市江木町1094番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - 一 管理者 介護福祉士 1名以上 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うととも に、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。
 - ニ サービス提供責任者 4名以上 介護福祉士 4名以上
 - 三 訪問介護員等 25名以上
 - 四事務職員

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、当法人の就業規則に準じて定めるものとする。
 - 一 営業日 日曜日から土曜日までとする。

- 二 営業時間 午前9時~午前9時(24時間対応可とする)
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 介護保険サービス(介護報酬告示上の額)(別紙参照) 介護保険サービス以外の利用料(別紙参照)

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、高崎市・前橋市とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

- 第9条 訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものと し、また、業務態勢を整備する。
 - 一 採用時研修 採用前2週間
 - 二 継続研修 年6回
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、 従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の他、事業の運営に関する重要事項は、本法人が別に 定めるものとする。

(付則)

- この規程は、平成26年1月1日から施行する。
- この規程は、令和 5年8月1日から施行する。